

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。
この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金の用途について、下記のとおり公表いたします。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1,510,909 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 11,219,719 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国支出金	府支出金	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	障害者福祉事業	4,685,320	2,153,150	1,176,805	10	182,519	1,172,836
社会福祉	高齢者福祉事業	195,849	0	8,271	85,256	13,779	88,543
社会福祉	児童福祉事業	6,470,584	2,297,429	897,684	281,700	403,158	2,590,613
社会福祉	母子福祉事業	122,504	21,236	40,568	457	8,113	52,130
社会福祉	生活保護扶助事業	5,201,004	3,832,276	90,608	15,000	170,099	1,093,021
社会福祉	その他	355,380	0	40,166	18,572	39,947	256,695
社会保険	介護保険事業	1,876,883	81,911	40,955	0	236,206	1,517,811
社会保険	国民健康保険事業	1,271,882	142,847	501,800	0	84,467	542,768
社会保険	後期高齢者医療事業	1,917,514	0	295,984	0	218,364	1,403,166
社会保険	その他	169,355	842	6,377	2,048	21,558	138,530
保健衛生	親子すこやか事業	207,506	56,815	16,456	15	18,075	116,145
保健衛生	健康増進事業	45,836	0	11,881	0	4,573	29,382
保健衛生	がん検診事業	114,321	8	0	0	15,394	98,919
保健衛生	予防対策事業	345,051	1,203	997	0	46,170	296,681
保健衛生	診療所運営事業	88,729	0	0	42,531	6,221	39,977
保健衛生	その他	314,369	0	0	510	42,266	271,593
合計		23,382,087	8,587,717	3,128,552	446,099	1,510,909	9,708,810

（消費税法第1条第2項に規定する経費）

制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費